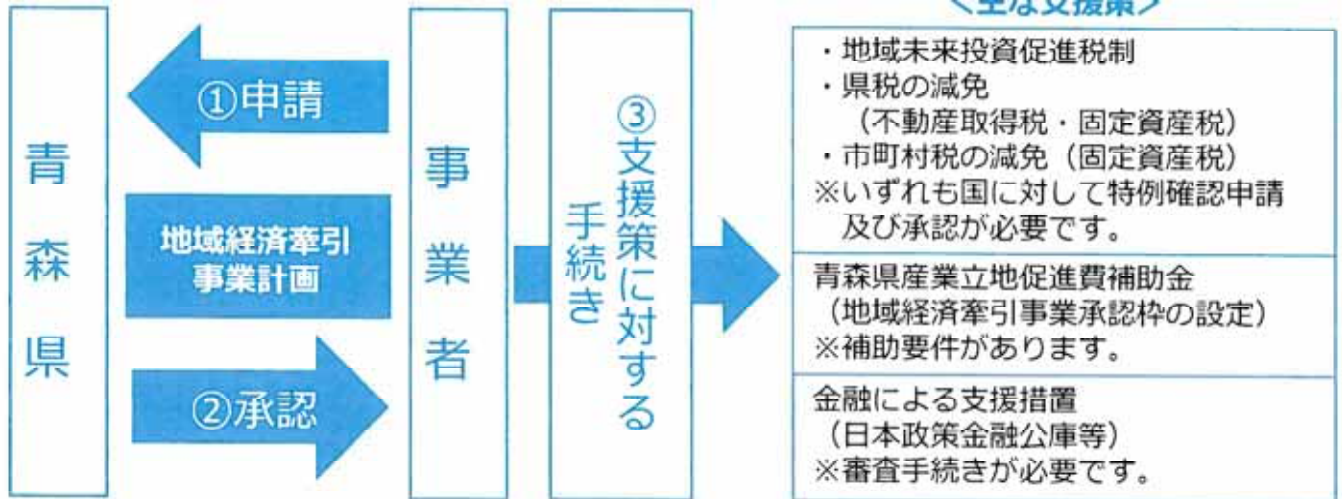


設備投資をお考えの事業者のみなさまへ

# 「地域経済牽引事業」についてのお知らせです

青森県商工労働部産業立地推進課

知事から、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者は、税制優遇などの支援策を受けることが可能になります！



## 地域経済牽引事業とは

地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対して相当の経済効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業です。

### ＜地域未来投資促進法スキーム＞



- 国の基本方針に基づき、県及び市町村が基本計画を策定し、国が同意します。
- 同意された基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業計画を知事が承認します。

## 県計画と地域経済牽引事業の承認要件

### ＜青森県地域未来投資促進計画＞

促進区域：青森県全域 計画期間：平成30年3月28日～令和5年3月31日

### ＜地域経済牽引事業の承認要件＞

【要件1：地域の特性を活用すること（①～⑥のいずれか）】

- ①青森県の基礎素材型産業や加工組立型産業等の集積を活用した**成長ものづくり分野**
- ②青森県のりんご等豊富な特産品を活用した**アグリ関連分野**
- ③青森県の医療機関や産業支援機関の知見を活用した**ライフ関連分野**
- ④青森県の豊かな自然環境を活用した**環境・エネルギー関連分野**
- ⑤青森県の低コストで快適な立地環境を活用した**情報・クリエイティブ関連分野**
- ⑥青森県の交通インフラを活用した**物流関連分野**

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- 付加価値の増加分：3,251万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 取引額：2%増加 ● 売上げ：2%増加
- 雇用者給与等支給額：1%増加

～詳しくは経済産業省「地域未来投資促進法」HPや青森県庁産業立地推進課（017-734-9380）まで～